

令和7年第4回定例会

新郷村議会会議録

令和7年12月 1日 開会

令和7年12月 5日 閉会

新郷村議会

令和7年第4回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和7年第3回議会定例会閉会（8月28日）後）	1
会期日程	3

第 1 号（12月1日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第73号から議案第89号までの上程、説明	8
散会の宣告	13

第 2 号（12月4日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17
滝 沢 仁 君	17
才 神 幸 男 君	21
稲 葉 嘉 浩 君	23

散会の宣告	29
-------	----

第 3 号 (12月5日)

議事日程	31
本日の会議に付した事件	32
出席議員	32
欠席議員	32
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	32
職務のため出席した者の氏名	33
開議の宣告	34
議案第73号の質疑、討論、採決	34
議案第74号の質疑、討論、採決	34
議案第75号の質疑、討論、採決	35
議案第76号の質疑、討論、採決	36
議案第77号の質疑、討論、採決	36
議案第78号の質疑、討論、採決	37
議案第79号の質疑、討論、採決	37
議案第80号の質疑、討論、採決	38
議案第81号の質疑、討論、採決	39
議案第82号の質疑、討論、採決	39
議案第83号の質疑、討論、採決	40
議案第84号の質疑、討論、採決	40
議案第85号の質疑、討論、採決	41
議案第86号の質疑、討論、採決	42
議案第87号の質疑、討論、採決	42
議案第88号の質疑、討論、採決	43
議案第89号の質疑、討論、採決	43
議案第90号から議案第93号までの上程、説明	44
議案第90号の質疑、討論、採決	45
議案第91号の質疑、討論、採決	46

議案第 9 2 号の質疑、討論、採決	4 6
議案第 9 3 号の質疑、討論、採決	4 7
委員会の閉会中の継続調査について	4 7
村長挨拶	4 8
閉会の宣告	4 8
署名議員	4 9

諸般の報告（令和7年第3回議会定例会（令和7年8月28日）後）

令和7年12月1日（月）

◎ 議決結果の報告

- 9月4日、令和7年第3回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 陳情受理の報告

- 11月11日、「物価上昇に見合う年金引き上げを求める陳情」を受理。
- 11月20日、「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出の陳情書」を受理。

◎ 監査の報告受理

- 9月18日、10月20日及び11月18日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。
- 10月17日、監査委員から定期監査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 11月11日、青森県選出国會議員との懇談会出席。
- 11月12日、町村議会議長会全国大会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 9月17日、五戸地区議會議員協議会調査研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年9月16日

場 所 東通村

目 的 五戸地区議會議員協議会主催による調査研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、
佐藤泰司

- 10月21日、正副議長・各種常任委員長・議会運営委員長・事務局長研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年10月21日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、才神幸男、稲葉嘉浩

- 11月4日、新郷村議会県外行政調査研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年10月28日～31日

場 所 熊本県

目 的 議会議員の知識見聞の習得の為の先進地視察研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、
佐藤泰司

- 11月11日、第33回連携中枢都市圏の形成に関する講演会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年11月10日

場 所 おいらせ町

目 的 第33回連携中枢都市圏の形成に関する講演会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、
佐藤泰司

- 11月18日、青森県町村議会議長会知事を囲む行政懇談会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年11月17日

場 所 青森市

目 的 青森県町村議会議長会知事を囲む行政懇談会

派遣議員 滝沢 仁

- 11月21日、三戸郡町村議会議員研修会に出席した議員から次のとおり報告を受理。

日 時 令和7年11月20日

場 所 五戸町

目 的 三戸郡町村議会議員研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、
佐藤泰司

会 期 日 程

令和7年第4回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
1 2 月 1 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
1 2 月 2 日	火	休 会	議案熟考	
1 2 月 3 日	水	委員会	各委員会	午前 9 時
1 2 月 4 日	木	本会議	一般質問	午前 1 0 時
1 2 月 5 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (12月1日)

令和7年第4回新郷村議会定例会

令和7年12月1日（月曜日）午前10時02分開会

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 議案第73号から議案第89号まで（村長提出・提案理由説明）
-

本日の会議に付した事件

- 議案第73号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和7年度新郷村一般会計補正予算（第5号）」
- 議案第74号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案について
- 議案第75号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 議案第78号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第79号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案について
- 議案第80号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第81号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第82号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 議案第83号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について
- 議案第84号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について

議案第85号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について

議案第86号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案について

議案第87号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について

議案第88号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第3号）案について

議案第89号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第2号）案について

出席議員（7名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	副村長	横田堅悦君
教育長	今井裕一君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工課長	松原健夫君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	高見憲一君	建設課長	福山鋼蔵君
税務課長	前山艶子君	住民課長	平葭美幸君
厚生課長	保土沢京子君	診療所事務長	長峯満君
教育委員会 総務課長	横沢幸治君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主査	山岸夏海君
-----------------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和7年第4回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、才神幸男君、佐藤泰司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から12月5日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から12月5日までの5日間と決定

いたしました。

◎議案第73号から議案第89号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、議案第73号から議案第89号までの議案17件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

令和7年第4回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和7年第4回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案しております議案の概要についてご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

今回、高市早苗新総理の誕生、新しい内閣となり、政策もかなりのスピードで変化しております。大きいところだと、ガソリンの暫定税率の廃止、米政策の変更、外国人の受入れ、そして人口減対策で人口戦略本部の設置と、その他まだまだ新しい政策が実施され、それは世界、日本、そして地方の変化となるものです。

我々は、この変化に対してしっかりと情報共有し、未来に向けて積極的に議論し、新しい村づくり、一歩前に進んだ村政を進めていかなければならないと思っております。

現在、新郷村の人口は1,986人、874世帯。何もしなければ人口減、人口流出にも歯止めはかからず、2050年には村人口は800人台となる予想が出ております。これはどの自治体においても同じような傾向で、一極集中と言われている東京都も近い将来には人口はマイナスに転じていきます。今からしっかりと議論、政策実施していかなければなりません。

11月は、安全・安心の道づくりを求める全国大会、災害復旧促進全国大会、治水事業促進全国大会、道路関係と雪対策の要望活動、全国過疎地域連盟総会、全国町村長大会に参加してまいりました。まさに、全国の町村長が永田町に集まって活動しております。新郷村も、他自治体に負けぬよう、しっかりと大会参加、国会議員、各省庁には要望活動をしていきたいと思っております。

村においては、鳥獣被害問題も大きなウエートを占めるようになり、人的被害、離農、観光、所得減少、そして人口流出の原因となり、安全、経済、将来に大きな悪影響となっております。

村、猟友会、警察とも情報共有し、しっかりと未来も見据えて対策実施していく所存です。

国道454号の件も、国会議員、宮下知事にも直接の陳情をさせていただき、県のほうも復旧に向けてご尽力いただいております。秋田、津軽、南部を結び、経済、文化の交流のため、そして春からのグリーンパーク、他観光施設の営業のための重要な道路ですので、一刻も早い復旧を目指し、村としても全力で活動しているところでございます。

10月から11月で地域住民座談会を開催しました。多くのご意見をいただきましたので、住民にとって必要なものはしっかりと進めていきたいと思っております。前にも述べましたが、村全体が当事者意識を高めることが重要と考えます。

先日、全国地域リーダー養成塾北海道・東北ブロック情報交換会が新郷村で行われました。これは一般財団法人地域活性化センター主催のものです。「地域づくりは、人づくりから」を旗印に活動しておられる団体です。本村の職員も塾生として活動しており、今後、新しい村づくり、未来にどのようなふるさとを残すのかを考え、行動するときには大きな力となるものと考えます。

今回は、豊かな人口減少社会を目指し、地方の現場の声を政策に発信し続ける明治大学の小田切徳美教授のご講義も聞くことができました。「にぎやかな過疎をつくるー新しい地域の展望ー」というもので、まさにこの村が直面し、そして今後どうするべきなのか、新しい村づくりの方向性や手法、考え方など大変共感するものが多く、そして参考になりました。

25日には、人口減少、生徒数の減少等に伴う諸問題への解決のため、つまり次期高校再編計画についての委員会である学校の在り方地区検討委員会に参加をし、県立高校の将来、中身を決めていく上での郡部の通学支援も重要であり、せつかく魅力のあるよい学校にしても、通学が不便なままでは家庭では経済的、時間的にも負担が大きく、郡部からの生徒も集まらず、結局はよい方向には向かわない。通学補助等もセットで進めていただくよう意見を述べてきました。

26日には、新郷村の保護者の皆様と高校生通学バスに関する説明、意見交換会を行い、今後の計画のためになる多くの貴重な意見をいただきました。

新しい村づくりをしていくためには、議員の皆様、職員、村民全員が当事者意識を持つことが重要。つまり、オール新郷の考え方で政策を議論、実施、改善、そして実施し結果を出していくのがこの村の将来を決めるものだと考えます。

皆様におかれましては、何とぞご理解の上、なお一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案 17 件についてご説明申し上げます。

議案第 73 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについては、令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 5 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,622 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,437 万 6 千円といたしました。

歳入は、18 款繰入金に 1,622 万 5 千円を追加しました。

歳出は、7 款商工費、1 項商工費で備品購入費 82 万 5 千円、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧事業費で、道路・河川土砂排土等委託料 160 万円、測量設計委託料 560 万円、工事請負費 820 万円をそれぞれ追加しております。

以上が専決処分を行いました令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 5 号）の報告でございます。何とぞご承認くださるようお願い申し上げます。

議案第 74 号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案については、昨今の社会的な儀礼、慣習等の変化に伴い、表彰の方法について見直し、所要の改正を行うため提案するものでございます。

議案第 75 号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案については、消防団員が年々減少傾向にあり、消防団員確保の点から、団員の定年を延長するため提案するものでございます。

議案第 76 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更については、当該組合の構成団体である黒石地区清掃施設組合が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び当該組合同規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものでございます。

議案第 77 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更については、黒石地区清掃施設組合が令和 8 年 3 月 31 日をもって解散することに伴い、当該組合を組織する地方公共団体の数の減少及び当該組合同規約の変更について、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものでございます。

議案第 78 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、税システムの標準化に伴い、今後、軽自動車税種別割課税に係る作業時間の増加が見込まれており、条例に規定する納付期間の確保が困難となることが想定されることから、十分な納付期限を確保するため納期の

変更を提案するものでございます。

議案第79号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、乳児等通園制度事業について、児童福祉法において村による認可事業として位置づけられたため、その設備及び運営について基準を定めるため提案するものでございます。

議案第80号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化することに伴い、関係法令等の改正が必要となったため提案するものでございます。

議案第81号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化することに伴い、関係法令等の改正が必要となったため提案するものでございます。

議案第82号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、児童福祉法等の一部を改正する法律において、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設するとともに、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化することに伴い、関係法令等の改正が必要となったため提案するものでございます。

議案第83号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,261万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,699万1千円といたしました。

歳入の主なる内容は、14款国庫支出金で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金399万3千円、18款繰入金で財政調整基金4,801万2千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、1項総務管理費で交通安全施設設置工事60万円、2項徴税費で村税還付金等47万円、7項企画振興費でガバメントクラウドシステム利用料250万円、定額減税調整給付金137万円、6款農林水産業費、2項林業費で有害鳥獣捕獲報償金76万5千円、鳥獣被害防除対策事業費補助金44万円、原木ほだ木等購入・運搬委託

料 80 万円、3 項農林開発費で中山間地域総合整備事業負担金 203 万円、7 款商工費、1 項商工費で温泉事業管理運営費、備品購入費 590 万円、8 款土木費、2 項道路橋梁費で除雪対策費、修繕費 200 万円、9 款消防費、1 項消防費で消防施設費、修繕費 100 万円、10 款教育費、3 項中学校費で学校備品等 81 万 4 千円、11 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧事業費で工事請負費 200 万円、12 款公債費、1 項公債費で長期債利子等 100 万円をそれぞれ追加しております。

以上が令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 6 号）案の概要でございます。

議案第 84 号 令和 7 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 111 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,004 万 7 千円といたしました。

議案第 85 号 令和 7 年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,461 万 8 千円といたしました。

議案第 86 号 令和 7 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案についてですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 296 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 3,113 万 3 千円といたしました。

議案第 87 号 令和 7 年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）案についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 638 万円といたしました。

議案第 88 号 令和 7 年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）案についてですが、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ 69 万円を追加し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 4,394 万 5 千円といたしました。

議案第 89 号 令和 7 年度新郷村下水道事業会計補正予算（第 2 号）案についてですが、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ 116 万円を追加し、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 9,480 万 2 千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職はじめ関係者から詳細についてご説明申し上げたいと思いますので、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数値等の読み違いについては、議長においてご訂正くださいますようお願い申し上げます。

令和7年12月1日、新郷村長、佐藤和友。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る12月4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時25分)

第 2 日 (12月4日)

令和7年第4回新郷村議会定例会

令和7年12月4日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

滝沢 仁君

才神幸男君

稲葉嘉浩君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（7名）

2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

6番 村岡和俊君

7番 滝沢仁君

8番 福山恵一郎君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 佐藤和友君 副 村 長 横田堅悦君

教 育 長 今井裕一君 総 務 課 長 横道敏克君

会 計 管 理 者 中鶴間淳子君 企 画 商 工 長 松原健夫君
観 光 課 長

農 林 課 長 高見憲一君 建 設 課 長 福山鋼蔵君
兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長

税 務 課 長 前山艶子君 住 民 課 長 平葭美幸君

厚 生 課 長 保土沢京子君 診 療 所 事 務 長 長 峯 満 君

教育委員会
総務課 議長 横 沢 幸 治 君

職務のため出席した者の氏名

議事 務 局 会 長 福 山 徹 君 主 査 山 岸 夏 海 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時00分)

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

7番、滝沢仁君。

○7番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので、一般質問に入らせていただきます。

時のたつのも早いもので師走と。今日の朝は雪が降って路面状況も悪くて、皆さん大変な思いをしたと思います。

昨今、日本中で鳥獣被害、特に熊の被害が多発しております。また、人的被害が多数起きて死者も他県では出ているようです。その方々には冥福をお祈りいたします。

新郷村では人的被害は出ていないものと思っておりますが、昨日、村長が福祉大会の挨拶でも言っていましたとおり、前からいると、ずっと前からいると。なので、びっくりしないのかもしれませんが、これからどんなことが起きるのか。人的被害が起きても不思議ではない状況になっているのかなと思っております。

また、イノシシ等の被害も多数見受けられ、米、長芋等せっかく収穫の時期になれば、踏み散らかされたり掘られたり、農家の方々もすごく被害に遭っていると思います。

さて、そのことを踏まえて、通告に従い質問させていただきます。

件名として、鳥獣被害についてです。

今年度の現在までの被害状況、捕獲頭数、また対策はどうしたか。

また、今後の鳥獣被害対策について伺います。

なお、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

滝沢議員の質問にお答えいたします。

令和7年度の鳥獣被害状況につきましては、有害被害の発生件数が前年を上回るなど、捕獲頭数、被害報告、目撃情報の全てが増加傾向にあることを把握しております。

特にツキノワグマによる人的被害の報道が続く中、今日現在、本村では人的被害は発生していませんが、今後被害の未然防止と緊急時の対応力の強化を最優先課題として取り組んでまいります。

今年度の対策として、まず、9月に弘前市で開催されましたツキノワグマによる被害防止対策研修会に私自身も参加してまいりました。熊撃退スプレーの噴射訓練は、危機対応能力を高める上で大変有意義なものであり、10月には全職員に向けてその知見を共有するレクチャーを実施しました。

また、熊用ドラム型のわなを新たに3基購入いたしました。

これに加えてICT機器を導入し、わなの扉が閉まると同時に通知が届くシステムを構築いたしました。これにより見回り回数を減らすことが可能となります。これらわなは来期に向けて効果的な場所に設置したいと考えております。

侵入防止柵購入補助金については、来期を見据えた需要把握のため住民アンケートを実施しております。その結果を踏まえまして、農家の皆様の負担軽減や対策の促進につながるよう補助金の引上げや交付要件の柔軟化を含む見直しを検討してまいります。

9月に施行された緊急銃猟制度については、青森県から対応マニュアル案が提示される段階でございますので、この案を参考に、村としてどのような体制を整備すべきか検討を進めてまいります。

なお、被害状況、捕獲頭数等の詳細については、担当課長が答弁いたします。

今後も、本村は鳥獣被害の未然防止と迅速な対応を両立させるため、国・県の施策と連携を一層強化し、現場の声を反映した施策の展開を推進してまいります。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 農林課長、高見君。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高見憲一君） 私から、鳥獣被害状況についてお答えいたします。

令和7年度の鳥獣被害状況は、昨日現在で捕獲頭数についてはニホンジカが6頭、前年比で

1頭の減。イノシシが30頭、前年比で17頭の増。熊が20頭、前年比で12頭の増となっております。

被害報告については、ニホンジカが1件で、件数は前年と同じです。これは、水稻の生育期に水田を歩いた被害です。

イノシシが27件、前年比で15件の増で、主な被害は牧草地の掘り起こし2件、総被害面積57アール。水田のぬたうち3件、総被害面積41アール。野菜、芋類の食害10件、総被害面積132アールです。

ツキノワグマが10件、前年比で10件の増で、主な被害は飼料作物の食害8件、被害総面積215アールとなっております、イノシシ、ツキノワグマの増加が顕著であります。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○7番（滝沢 仁君） 私も議員になってすぐから、この鳥獣被害に対してはいろいろ、この議場でも言ってきたつもりであります。副村長ともいろいろ協議をし、今、鳥獣被害対策実施隊等の設立時から関わっておりますが、しかし、最近を見ていると、この被害の対策が後で後で、もう全然追いついていないという状況がここ数年続いております。何度も指摘してまいりましたが、その状況は改善していないように思っております。

それで、そのことについて村長も分かっているかと思いますが、もっと詳しく今後の対応を伺いたい。

また、農林課長には何回前かの定例会でも私、県のほうにちゃんと熊の出没の報告はしているのかと。県の熊マップにはその当時、新郷村空白地帯になって、熊が出ていないというデータが出たときもあります。その辺はどうなっているのかお答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 滝沢議員の質問にお答えします。

まず、鳥獣被害といっても、今年は特に熊、イノシシが多く、2年前までは農作物被害が主だったと思います。ただ、前年から全国的に人身被害が発生、今年は特にひどい。死亡者も多数の状況であります。

我が村では、猟友会の活躍もあって駆除はされているのですが、また役場と連携し、新しいわな、そして人身被害も発生してはおりませんが、心配は尽きません。

そして、実際、住民の生活、イベント、子供たちの通学や外遊び、観光にも今後多大な悪影響を及ぼすものと考えております。

対処だけでは解決になりません。安心・安全が脅かされている。改善できずにいると、まさに人口流出、離農、所得減少、そして経済の悪化、それが本当に懸念されております。今以上の対策が必要と考えますし、あと猟友会さんの負担も今年も増えていきますし、これからも増えるでしょう。

やはり改善が必要、一歩進んだ政策が必要と考えております。そして、今後、国や県から指示、支援も行われてくると思いますが、まずはそれをしっかり受けて、村の事情に合わせて鳥獣対策を行っていくことと同時に、また、機動的に動けること、そして猟友会との情報と行動の共有を行っていくことが重要と考えております。

そして、それを行うガバメントハンターの導入を、今検討しております。

以上でございます。

詳細、あと熊マップについては、課長のほうから答弁いたします。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高見憲一君） クマ出没マップについてですが、目撃、捕獲情報については三八農林水産事務所のほうに毎月報告をしておりました。

ただ、青森県が公表していますクマ出没マップですか。これに反映させるためには、県の自然保護課のほうに改めて報告する必要があるということが分かりまして、10月に目撃情報を報告しております。

よって、現在はクマ出没マップには反映しております。

今後、漏れなく報告してまいります。

以上でございます。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） そうすると、ガバメントハンター、公務員ハンターの導入の検討ということですが、検討して、村長が言うとおり、機動的に動かせるようにすることは大事だと思います。

その導入の時期はいつと考えているのかももう一度お答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 相手がいることですし、これから、まずそういう人がきちんと探さなきゃならないと思いますけれども、まずは冬の間にある程度のシステムとか仕組みをいろいろ考えていきながら、雪が解けて4月からは何とか軌道に乗るような、そんな感じにイメージしております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 次に、才神幸男君の発言を許します。

4番、才神幸男君。

○4番（才神幸男君） おはようございます。

4番、才神です。

ただいま、議長のお許しがありましたので、質問させていただきます。

件名、防災について。

要旨、防災訓練の内容及び訓練内容の見直しについて。

明細、10月に村民、消防団、各関係者が参加し、2年に一度行われる村の総合防災訓練が実施され、村の防災意識を高めるために必要な訓練であったと考えます。

しかしながら、村の人口は2,000人を割り、高齢者が人口の半分以上になり、災害に携わる人、高齢者の避難時の安全を考えれば、防災計画の見直しが必要ではないかと、私は考えます。

そこで、以下の2点を質問します。

1、防災計画の作成にどれだけの関係者で協議をしたのか。

2、村長は各訓練場所を見て回りましたが、担当する職員で対応できていたのか。また、訓練全体を見て、見直しを考えるとところがあったのか。

以上2点、村長に伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 4番、才神議員の防災についてにお答えいたします。

1点目、防災計画の作成にどれだけの関係者で協議をしたのかでございますが、新郷村防災会議条例に基づき、青森県庁職員をはじめ、八戸広域消防本部、青森県警、その他防災協定を締結している各団体から推薦された者で作成しております。

なお、現在、現状に沿った計画への見直しを行っており、今年度中に修正した素案を提出し、防災会議において協議いただく予定でございます。

2点目、防災訓練において担当する職員で対応できていたのか。また、見直しを考えるとこ

ろがあったのかにつきましては、本年8月の大雨の際に、美郷館、旧西越小学校を自主避難所として開設いたしました。その際、施設及び職員の初動に様々な不具合が見られたため、今回の訓練は職員による避難所の開設・運営をメインに実施したところでございます。

職員の対応については、事前に被害想定を配付しておりましたので、おおむね良好であったと思っておりますが、災害はいつ、どこで、どのように発生するか分かりません。あらゆる状況に対処できるよう引き続き指示してまいりたいと思っております。

そのためには、訓練内容や実施方法の見直しは当然必要であると考えております。

以上、才神議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 4番。

○4番（才神幸男君） ただいまの村長の答弁は、訓練そのものは良好であったということをお話ししておりますけれども、まず、村の防災訓練は2年に一度、4地区を順番に実施しておるわけですが、今回は戸来地区で実施されましたが、今度、戸来地区が訓練を実施するのは8年後の令和15年になる計算です。これではちょっと間が空き過ぎるのではないかと思います。やはり住民に防災意識を持たせる、持続させる1年に1回、最低でも2年に1回は実施すべきではないかと考えます。

また、要綱の中の参加団体の中に村の建設協会とありますが、災害時の協定を結んでいるのか。結んでいるのなら、その内容をお聞かせください。ここは重機関係で非常に大きなことだと思います。

また、村の職員で2種免許を持っている人が何人いるのか。村外から通勤している職員は何人いるのかお聞きしたい。

美郷館の訓練の様子を見ますと、住民による段ボールベッド、簡易トイレの組立て、また使用方法などを体験しており、非常によい経験をしたのではないかと感じました。購入する際のよい参考になったと思います。

私が気になったのは、負傷者をトリアージする人が2人しかおらず、災害時は2人では対応できないと思います。村でトリアージをできる人を何人確保しているのかお聞かせください。

以上でございます。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 才神議員のご質問にお答えいたします。

初めに、村建設業協会との協定についてでございますけれども、平成16年6月1日に大規模災害時における応急対策業務に関する協定を締結しております。協定内容につきましては、

倒壊家屋の除去ですとか細かい内容についてはありますけれども、まず協定のほうは締結しております。

次に、2種免許を持った職員の数、村外から来ている職員の数、トリアージができる職員の数ということですが、こちらにつきましては、正確な人数を把握しておりませんので、答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（横道一男君） 4番。

○4番（才神幸男君） 建設協会との、平成16年に組んであるということなんで、それをまず後で見させてもらいたいと思います。

それで、職員いろいろまず村外から通勤している人もあると思います。それは、プライベートな面もいろいろあると関係しておりますけれども、やはり災害が発生して、少ない職員の中で、いろいろ村全部に対応するというは大変なことなんですよね、これ。だから、その辺の村の体制というのを再認識していただきたいなとまずそう思っているわけですがけれども、私自身、新聞紙の中でこういうのを見つけました。

これは岩手県の久慈市で災害が発生したときの対応なんですけれども、災害時、市職員で対応できない場合を想定し、避難所での避難者の人数、けが人等を確認し、報告する訓練。これらを自主防災組織で行って全体の6割超になった。なることができたと新聞にありまして、やはり村でも少ない職員で対応するのは限界があると感じ、これは今後の大きな課題ではないかと思えます。

まず、その少ない職員で対応するということに対して、県外、村外から来ているとか、またいろいろ災害によってはすぐ駆けつけられない状態もあるとも思いますので、その辺、今後も災害計画を組むときは、ある程度その辺を考えた計画をやっていただきたい。

また、前からお願いしている自主防災の活動、それをさらに充実して、今言った久慈市ではないけれども、逆に村のほうからお願いするような感じで訓練させて、そうやればやっぱり職員も幾らかは負担軽減になるのではないかと思います。

その辺を今後参考にしてやっていただきたいという願いです。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 次に、稲葉嘉浩君の発言を許します。

3番、稲葉嘉浩君。

○3番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず初めに、高校通学バスの進捗状況についてお聞きいたします。

村長が選挙戦で公約に掲げ、さきの令和7年第2回新郷村議会定例会において私が一般質問をした高校通学バスの施策について、現在までの進捗状況と開始時期についてお伺いいたします。

- 1、高校通学バス実現に向けてのこれまでの取組内容と現況は。
- 2、高校通学バスの施策を実現するため、見えてきた課題とその解決策は。
- 3、運行開始時期はいつになるのか。

お答えください。

続きまして、川代ものづくり学校の調理場の現状と今後についてお聞きいたします。

令和6年第3回新郷村議会定例会において、川代ものづくり学校にある調理場の郷のきみの会の利用状況や食品衛生法の改正により漬物の製造が困難になっているが、川代ものづくり学校にある調理場の利用はできるのかという一般質問を行いました。残念ながら前村長からは前向きな回答は得られませんでした。

そこで、村長にお伺いいたします。

生産量、売上げとも昨年よりも着実に上昇し、今後もますます伸びていくであろうと思われる新郷ブランド郷のきみの加工場として、また、漬物の製造が可能な施設として、川代ものづくり学校の調理場の利用を考えているのか。

以上2点の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 3番、稲葉議員の高校通学バスについてお答えします。

1、高校通学バスの実現に向けてのこれまでの取組と状況はについてお答えします。

まず、①アンケート調査の実施。中学3年生の保護者11名、高校生の保護者41名に対し、スクールバス導入に向けたアンケート調査を行い、交通手段や改善の希望を把握しました。

②県機関との情報交換。三八地域連携事務所地域支援課と高校生スクールバスの運行に向けた制度面や運行体制について意見交換を行い、協力をお願いしました。

③保護者との意見交換。中学3年生と高校生の保護者15名と意見交換を行い、多様な意見

をいただきました。

④専門家への助言を予定。12月25日には、八戸圏域地域公共交通活性化協議会の会長であり、八戸圏域や新郷村の公共交通に精通している福島大学の教授から、運行に向けた専門的な助言をいただく予定です。

これらを通じ、地域の実情に即したスクールバス運行体制の構築に向け、関係機関との連携を深めてまいります。

次に、高校通学バスの施策を実現するため、見えてきた課題とその解決策はについてお答えします。

高校通学バスの導入に向け、幾つかの課題があり、以下の解決策を検討しています。

①運行費用の負担。高校生を無料で輸送する場合、運行費用が村の負担となります。今後、村の意向に沿った形で活用できる補助金や助成制度を確認し、費用負担の軽減を図りながら、持続可能な運行体制を構築できるよう取り組んでまいります。

②交通手段の整理。村内には路線バスやコミュニティバス、温泉バスなど複数の交通手段があります。既存の無料バスや温泉バス、患者バスの運行を見直し、重複や無駄をなくして効率化を図れるよう努めてまいります。

③運送事業者との調整。八戸市まで既存の路線バスがある場合、事前に運送事業者と協議し、運行条件や時間帯を調整することで、円滑な運行を確保できるよう取り組んでまいります。

④運輸局への許認可。高校生を無料で八戸市まで輸送する場合、運輸局への確認や許認可が必要になる可能性があります。必要に応じて事前に確認し、適切に手続を進めることで、スムーズな運用開始を目指してまいります。

このように各課題に対して具体的な解決策を着実に進めることで、高校通学バスの導入に向けた準備を着実に進めてまいります。

次に、運行開始時期はいつになるのかについてお答えいたします。

高校通学バスの運用開始時期については、先ほど述べましたとおり、課題解決や関係機関との調整も含め、現在スケジュールの作成を行っている段階であります。対象となる生徒は年々替わっていくことから、できるだけ早期の運行を目指し、努力してまいります。

以上、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

次に、川代ものづくり学校の調理場の活用についてお答えします。

まず、川代ものづくり学校の調理場の現状と利用状況について説明いたします。

川代地区振興会の皆様には、環境整備やスポーツ交流会、夏祭りの際に利用いただいております。

また、今年は五戸町の飲食業を営む方からも、これまでに2度調理場利用の申請がありました。

郷のきみについてですが、郷のきみの会より、8月20日より8月31日と、9月1日から9月30日の期間で2回申請がありました。加工場としての利用については、村として引き続き前向きに協力してまいります。

次に、漬物の製造についてです。令和6年6月の食品衛生法改正により、全ての生産者は衛生基準を満たさなければ製造、販売ができなくなり、漬物製造には営業許可の取得が必要となります。営業許可を取得した者がその製造に対する責任を負うこととなります。

したがって、学校の調理場を漬物製造施設として利用する場合、施設が衛生基準を満たし、営業許可を取得することが前提となりますが、村としても許可取得に向けた手続や必要な確認について可能な範囲で協力してまいります。利用希望の団体がある場合には、漬物製造も可能な施設として前向きに検討してまいります。

以上、稲葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（稲葉嘉浩君） 今、答弁いただきましたけれども、佐藤村長が村長になってそれほど時間がたっていないにもかかわらず、今までとは違ってアンケートをやったり、いろいろな関係機関との協議を進めているということで、非常にスムーズでいいなという思いであります。

高校通学バスについては、一昨日、私も高校3年生と中学3年生のお子さんを持つ父兄の方と高校通学バスについて話す機会がありました。

高校3年生のお子さんは八戸の私立高校に通学しているそうですが、スクールバスは利用せず、3年間父兄の方が自身の職場に向かいながら朝と夕方、車で送り迎えをしているということです。そして、現在中学3年生のお子さんは進路を兄弟と同じ八戸の私立高校に決めて、年間数十万円かかるスクールバスは利用しないため、その父兄の方はさらに3年間、車で送り迎えをすることになっているということでした。

もし、村長が目指す高校通学バスが実現し新郷村から八戸駅まで行けるのであれば、八戸駅から高校までのバス定期券は年間数万円で済むし、とにかく朝の時間が助かると言っておりました。

高校通学バスの運行には、今、村長が言ったとおり様々な課題がありますが、全てを解決するまでには時間がかかる事案もあると思いますが、しかし、来年度の生徒たちは待つてはいられないんです。とにかく早急に高校通学バスの運行が必要と思いますが、村長はどのように思いますか。

次に、川代ものづくり学校の調理場の利用についてですが、新郷ブランド郷のきみの出荷本数は、昨年約3万1,000本から今年約5万本に上昇しました。村長は、今年8月に東京の伊勢丹デパートでトップセールスをしてきたと思いますが、手応えはどうだったのでしょうか。

来年はさらに新たな販売先も決定しており、今年以上に作付面積を増やす予定だそうです。これは朝取れ生の郷のきみの話ですが、朝取れ生の郷のきみは1番果で質のいいものを売りに出しているということです。傷みのあるものは、いわゆるB級品ということで川代ものづくり学校で真空パックに加工されて、郷のきみの会では廃棄されている2番果、3番果の加工も考えていきたいというふうに言っていました。

漬物についてですが、階上町の道の駅、道の駅はしかみが、食品衛生法の改正に伴い衛生管理を強化した調理場を確保できず、産直での販売ができなくなった漬物生産者のために、道の駅の空き店舗部分を保健所の許可認可取得基準に沿って整備し、昨年12月から加工施設は1時間当たり100円、冷凍施設は無料で利用できるようにしているそうです。

前に、川代ものづくり学校の漬物について一般質問したときに、新郷村ふるさと活性化公社が、当時3月、保健所の担当者を招いて説明会及び講習会を実施したことを申し上げました。道の駅に漬物出荷している12名のほか、合わせて15名の出席があったそうです。その際、出席者の数名から、個人では設備するのは無理だから、村のほうで加工製造設備の整った場所を提供してくれればいいのにという声があったそうです。その方々にまず声をかけて意見を聞いて進めてはどうでしょうか。

新郷ブランド郷のきみのさらなるブランド化と漬物という地域の食文化を守り続けるため、先ほどの答弁では五戸町からも利用者の希望が2件ほどあったということですので、改めて川代ものづくり学校の調理場を改修して、両者にきちんとした製造加工できる環境を提供すべきだと思いますが、村長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） スクールバスの件ですが、本村は毎月0.1%ずつ、高齢化率が上昇しております。結局、生産人口が減っておるんですね。そして、生産人口減ということは少子高齢化、子供は生まれません。そういうことが進んでおり、その理由については平成28年に新郷村の人口ビジョンというものがあるんですけども、ビジョンにおいて高校生を含む若年層の流出が、そこでもう指摘されているんです。対策が必要だということになっております。そして、現在残念ながら人口の流出は続いております。

ハイスクールバスの運行は、大きな理由は、本当の大きな理由は人口流出、この原因となっ

ているもの、これに対する対策の一つであります。行きたい高校に通える、そして親御様の送迎の負担を低減、家事とか、あと家族の時間、あとは労働力、家で農作業している方は労働力を割いて行っているわけです。もしもその時間があれば、家の手伝い以外にも自分でどこかにパートに行けるかもしれません。結局は所得の向上。そして、運行開始の時間が、いろいろ手続等あっていろいろあれなんですけれども、遅れば遅れるほど実際村から出ていってしまう。そんな方が増えていくという危険を承知しております。政策として必要と考えており、まずは早期の実現が必要と考えております。

つきましては、優先順位を決めて効果的な方法を考えながら、今、スケジュール段階ですが、そのスケジュールのほうからしっかりと改めて組んでいきたいと、そう思っております。

また、郷のきみについて、この前東京でトップセールスということで販売してきましたけれども、2日間やったうちの、私2日目に行ったんですね。そうすると、みんなやはり割と、売場の横には、きみの横にはマツタケが並んでいる。そんな売場でした。やっぱり買物する方はみんな、何というんですか、まずお金を持っているような、そういう百貨店ですのでそういう客層の方が多かったです。やっぱり1日目に買った方が、2日目おいしかったからまた買いに来たと、そういう方も多かったです。かなりの手応えがありまして、新幹線のはこビュンを使って販売、百貨店様のほうに持っていったんですけれども、今後、よく新幹線乗りますが、やはりこビュンのものがその都度増えている、そんな印象を受けます。どんどん今のはこビュンも利用しながら、やはり拡販していかないとならない。村できちっと稼げる、所得向上しなきゃならないと、そう思っております。イコール郷のきみのハイブランド化、これが進んでいくと思います。

そして、あと川代の加工の件ですね。郷のきみの件と漬物の件。

まず、郷のきみのほうは生が一番おいしくて販売のほうもしているんですけども、やはり加工品のほうもしっかりと取り組んでいかなければならないと、そう考えております。冬場の売り物として、郷のきみの生のものよりは多少はちょっと加工品ですのであれかと思いますが、それもしっかり売っていくと。その加工品から始まって、もっとおいしいのは生ですよ、そういう売り方もあると思います。やはり、しっかりとした施設で、拡販していく上ではしっかりとした施設が必要だと、そう思っております。

もう一つ、漬物の件です。本当に村の皆さん、お母さん方、本当においしい漬物を作ってグリーンパーク、直売所で売っていた新郷ブランドです。法律の改正で作れなくなって、本当にお母さん方のやる気というんですか、高齢者の方の働く意欲、本当にそがれていったことを本

当に残念に思い、それを本当に何とかしたいと思っています。つまり、働く意欲イコール高齢者様の生きる意欲、そう思っておりますので、ここもしっかり加工できて、実は漬物もブランド化できると思っております。村の野菜おいしい、おいしいという有機野菜もあるし、正規品で出せない、そんな野菜なんかも加工でしっかりとした商品にすれば、私は売れると思っております。村としてもちゃんとした営業をして、拡販をして売上げを上げていく、これが、これからの新郷村には必要だと思っています。そのための加工所、しっかりと検討してまいります。

以上でございます。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時48分)

第 3 日 (12月5日)

令和7年第4回新郷村議会定例会

令和7年12月5日（金曜日）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第73号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和7年度新郷村一般会計補正予算（第5号）」
- 日程第 2 議案第74号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第75号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及
び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 日程第 5 議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減
少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について
- 日程第 6 議案第78号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第79号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例案について
- 日程第 8 議案第80号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第81号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第82号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部を改正する条例案について
- 日程第11 議案第83号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について
- 日程第12 議案第84号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案に
ついて
- 日程第13 議案第85号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案
について
- 日程第14 議案第86号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案につい
て

- 日程第15 議案第87号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第16 議案第88号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算（第3号）案について
- 日程第17 議案第89号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算（第2号）案について
- 日程第18 議案第90号から議案第93号まで（村長提出・提案理由説明）
- 日程第19 議案第90号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第20 議案第91号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第21 議案第92号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第22 議案第93号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第7号）案について
- 日程第23 委員会の閉会中の継続調査について
-

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出席議員（7名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	副村長	横田堅悦君
教育長	今井裕一君	総務課長	横道敏克君

会計管理者	中鶴間 淳 子 君	企画商工課長	松 原 健 夫 君
農林課長 兼農業委員会 事務局局長	高 見 憲 一 君	建設課長	福 山 鋼 蔵 君
税務課長	前 山 艶 子 君	住民課長	平 葭 美 幸 君
厚生課長	保土沢 京 子 君	診療所事務長	長 峯 満 君
教育委員会 総務課長	横 沢 幸 治 君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福 山	徹 君	主 査	山 岸 夏 海 君
-----------------	-----	-----	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第73号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和7年度新郷村一般会計補正予算（第5号）案」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第73号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は承認することに決定しました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第74号 新郷村表彰条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第74号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり決定しました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第75号 新郷村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第75号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第76号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第76号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第77号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第6、議案第78号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第7、議案第79号 新郷村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第80号 新郷村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第9、議案第81号 新郷村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第82号 新郷村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第11、議案第83号 令和7年度新郷村一般会計補正予算(第6号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第83号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第12、議案第84号 令和7年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎議案第85号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第13、議案第85号 令和7年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第85号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎議案第86号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第14、議案第86号 令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎議案第87号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第15、議案第87号 令和7年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎議案第88号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第16、議案第88号 令和7年度新郷村簡易水道事業会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第17、議案第89号 令和7年度新郷村下水道事業会計補正予算(第2号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第89号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号から議案第93号までの上程、説明

○議長(横道一男君) 日程第18、議案第90号から議案第93号まで、議案4件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長(佐藤和友君) おはようございます。

追加提案しました議案4件についてご説明申し上げます。

議案第90号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、議会の議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものでございます。

議案第91号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合を改めるため提案するものでございます。

議案第92号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、青森県人事委員会からの職員の給与に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額並びに宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額等を改定するため提案するものでございます。

議案第93号 令和7年度新郷村一般会計補正予算（第7号）案についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,043万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,742万3千円といたしました。

歳入の内容は、14款国庫支出金、1項国庫負担金で公共土木施設災害復旧負担金4,930万円、18款繰入金、2項基金繰入金で財政調整基金13万2千円、21款村債、1項村債で公共土木施設災害復旧事業債2,100万円を追加しております。

歳出の内容は、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧事業費で工事請負費7,043万2千円を追加しております。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

令和7年12月5日、新郷村長、佐藤和友。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第19、議案第90号 議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第90号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第20、議案第91号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第91号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第21、議案第92号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第22、議案第93号 令和7年度新郷村一般会計補正予算(第7号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第93号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長(横道一男君) 日程第23、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

(午前10時26分)

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（佐藤和友君） 提案いたしました議案全てのご承認をいただき、ありがとうございます。
した。

熊をはじめ各鳥獣対策、少子高齢化、人口流出と人口減対策、災害対策など、村政においては多くの課題がございますが、オール新郷で臨めば改善、解決の方向に向かうと信じております。何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

これから冬本番、インフルエンザもはやっておりますので、体調管理、ご自愛いただけますようよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和7年第4回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時27分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月3日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 才神 幸男

署 名 議 員 佐藤 泰司